

# 徳島県日本語教育の推進に関する基本方針 概要

## 第1章 基本方針の概要

### (背景・趣旨)

徳島県に住む全ての外国人が円滑に生活し就労できるよう、日本語を学ぶ機会を拡充し、日本語教育を効果的・効率的に進めるため、「日本語教育の推進に関する法律」第11条に則り、徳島県における「日本語教育の推進に関する基本方針」を策定。

## 第2章 徳島県における日本語教育の現況と課題

### (日本語教室の開催状況)

県内では12市町15箇所で対面による日本語教室が開催されるとともに、全県を対象にオンライン形式による日本語教育を実施。

### (課題)

全般	生活の場	労働の場	教育の場
<ul style="list-style-type: none"><li>学習機会の不足</li><li>日本語教室の開催場所や日時が分からぬ</li><li>日本人との交流や文化体験といった地域社会との関わりが少ない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日本語を学びたい外国人と日本語学習機会のミスマッチング</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日本語を教える人材や支援方法などのノウハウがない</li><li>事業者に日本語教室の情報が伝わっていない</li><li>日本語教育の重要性を感じていない事業者が見られる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>支援にあたる人材確保や児童生徒への個別対応に課題</li><li>学生の多様化が進み、効果的な日本語教育を行うことが困難</li><li>就職・進学を見据えた上級者向けの講座に人が集まらない</li></ul>

## 第3章 徳島県の日本語教育の方針

日本語教育の推進と、地域の風土や文化への理解促進を両輪として、すべての在住外国人が地域社会の一員として安心・安全に暮らすとともに、労働や教育の現場で活躍できる「多文化共生社会」の実現を目指す。

多様で幅広い分野の関係機関と密接に連携しながら、各機関がそれぞれの役割を認識し、情報共有、人材交流、共同事業などを通じて、多角的な視点から一体となって日本語教育を推進する。その際、学習目標の設定には、「日本語教育の参照枠<sup>1</sup>」の活用を推進する。

機関名	県の責務・各機関に期待する役割
県	<ol style="list-style-type: none"><li>日本語教育推進に関する総合的な調整</li><li>日本語教育に携わる人材の育成と資質向上に向けた研修機会の提供</li><li>日本語教育に対する助言を担う「地域日本語教育コーディネーター」の配置及び活用</li><li>優良事例や課題など広域的な情報の収集及び提供</li><li>地域における日本語教育ニーズの把握とそれに応じた施策の検討及び支援</li><li>地域社会、事業者、及び関係機関への意識啓発</li><li>市町村や小中高等学校等に対する日本語指導及び支援体制についての情報提供</li></ol>
市町村	<ol style="list-style-type: none"><li>地域の実情に応じた日本語教室の開設及び運営支援</li><li>在住外国人や外国人を雇用する事業者への日本語学習機会の情報提供</li><li>在住外国人や事業者に対する防災訓練などのイベントの積極的な情報発信を通じた交流促進</li><li>窓口や案内広報物等での「やさしい日本語」の使用並びに多言語化</li></ol>
事業者等	<ol style="list-style-type: none"><li>外国人従業員への日本語学習機会の提供又は支援</li><li>多文化共生に対する理解促進、地域社会との連携、及び交流促進</li><li>コミュニケーションが取りやすい「やさしい日本語」の導入</li></ol>
国際交流団体 ・ 外国人支援団体	<ol style="list-style-type: none"><li>それぞれの地域における日本語教室の開設及び運営</li><li>日本語教育支援ボランティアの募集、育成、及び活動支援</li><li>在住外国人からの日本語学習や生活に関する相談対応</li><li>多文化共生社会の実現に向けた啓発及び交流活動の実施</li></ol>
教育機関 (高等教育機関)	<ol style="list-style-type: none"><li>日本語教員養成課程における質の高い人材育成</li><li>専門的知見に基づいた県・市町村や関係機関への助言・協力</li><li>留学生や在住外国人等への日本語学習機会の提供並びに地域との交流促進</li><li>地域における日本語教育に関する研究並びにその成果の共有</li></ol>
教育機関 (小中高等学校等)	<ol style="list-style-type: none"><li>日本語指導が必要な外国人児童生徒等への日本語指導及び学習支援</li><li>海外にルーツを持つ保護者が理解できる情報提供の実施</li><li>異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の推進</li></ol>

## 第4章 徳島県の日本語教育の推進に関する施策

関係機関・団体との協力体制の構築、連携の推進	<p><b>日本語教育総合調整会議の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「日本語教育総合調整会議」を開催し、関係機関との情報共有、課題解決を促進</li></ul> <p><b>地域日本語教育コーディネーターの育成及び配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「地域日本語教育コーディネーター」を育成・配置し、課題解決やノウハウの伝授、関係機関間の連携を強化</li></ul> <p><b>日本語支援ネットワークの強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>市町村担当者と地域の国際交流団体や外国人支援団体等を繋ぐ機会を創出</li></ul>
日本語教育・「やさしい日本語」の情報発信と普及啓発	<p><b>県内の日本語教育関連情報の集約</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>日本語学習関連の情報を簡単に見つけられるように集約(ワンストップ化)</li></ul> <p><b>周知方法の強化及び工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>外国人コミュニティや日本語教育に携わる方々などと連携し、YouTubeやInstagram等のSNSで日本語学習の広報動画をプッシュ型で拡散</li></ul> <p><b>「やさしい日本語」の普及啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「やさしい日本語」の導入を促し、コミュニケーション不足の改善を推進</li></ul>
全ての在住外国人への学習機会の創出	<p><b>デジタル技術の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>多様なデバイスで使用できるデジタル教材等を活用し、地理的・時間的な制約に左右されない日本語学習機会を提供</li></ul> <p><b>ニーズやレベルに応じた日本語学習機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>日常会話や社会生活に使用する日本語、仕事に必要な日本語など、学習者のニーズに合わせた日本語や、初級・中級などのレベルに合わせた学習機会の提供</li></ul> <p><b>日本語指導が必要な児童生徒等への支援強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>子どもたちが日本語を楽しく学べる指導方法を習得する研修機会を推進</li></ul> <p><b>地域との交流を通じた学習機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>日本語スピーチコンテストや地域との交流イベントを通じた日本語や日本文化の学習の機会を提供</li></ul>
日本語教育に携わる人材の育成	<p><b>日本語教育に携わる人材の育成及び支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>養成講座やスキルアップ講座を通じて日本語教育に携わる人材を養成</li></ul> <p><b>「登録日本語教員」の制度周知と普及啓発</b></p> <p><b>デジタル技術を活用した指導力向上</b></p> <p><b>教員研修における日本語指導に関する理解の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>教員や学習指導員の指導力向上のための研修機会を提供</li></ul> <p><b>事業者等における外国人材育成担当者への研修支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>事業所内で日本語教育を行えるよう、外国人材育成担当者向け研修を支援</li></ul>
日本語教育に関する調査及び分析	<p><b>日本語学習実態調査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>在住外国人の日本語学習実態調査を定期的に実施</li></ul> <p><b>日本語教育提供状況を継続的に把握</b></p> <p><b>先進事例や最新のデジタル技術を調査研究</b></p>

## 第5章 評価と見直し

国の基本方針の変更や日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、かつ、施策の実施状況や効果等を定期的に評価しながら、必要に応じて見直しを実施。

<sup>1</sup>ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)に準拠した、日本語能力を測る国内外の共通基準。「～ができる」という行動記述(Can-do)に基づき、「聞く」「読む」「話す」「書く」4技能の習熟度をA1～C2の6段階で示し、日本語学習・教授・評価のための枠組みとして用いられている。